

●香川県教育委員会告示第3号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第20条第5項の規定により、次の表の右欄に掲げる者を同表の左欄に掲げる香川県指定無形文化財（同表において「県指定無形文化財」という。）の保持者として追加認定する。

平成23年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

左 欄	右 欄			
県指定無形文化財	県 指 定 無 形 文 化 財 の 保 持 者			
名 称	氏 名	雅 号	生 年 月 日	住 所
工芸技術の部				
彫 漆	石原 雅員		昭和35年1月15日	さぬき市小田2108-13